

医療機能の再編等に係るコンサルティング業務委託 仕様書

1 目的

適切な医療提供体制の構築に向けて、医療機能の分化・連携を促進するため、広島県内の7圏域^{※1}に設置された「地域医療構想調整会議」において、各医療機関の病床の機能や将来担うべき役割などの議論が進められている。

人口減少などの要因から医療需要に大きな変化が見込まれる特定の地域について、医療機能の再配置に係る分析及び提案を行うことで、議論をより活発化し、医療機関の自主的な取組を促すとともに、地域の実態に即した医療機能の適正配置を実現することを目的とし、コンサルティング業務を実施する。

※1 「圏域」…二次保健医療圏（広島県地域医療構想における構想区域）

2 委託業務名

医療機能の再編等に係るコンサルティング業務委託

3 業務委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 業務の概要

医療需要に大きな変化が見込まれる圏域（県が選定する1圏域）の現状分析を行うとともに、将来の医療需要等に基づく医療機能の再配置に係る分析及び提案並びに実行に向けた支援

5 検討項目等

(1) 医療機能再編提案業務（1圏域）

県が指定する圏域の医療機能の再編パターンの検討及び実現に向けた課題整理をする。

ア 医療機能再編のメリット・デメリットの整理

- ✓ 効果（患者・医療従事者・地域医療などの視点）、立地場所、分化・連携強化に係る条件、連携病院などの選択肢の組み合わせによるメリット・デメリットの整理

イ 環境及びシナジー分析

- ✓ 対象圏域内の医療機関を取り巻く外部環境分析
- ✓ 再編対象医療機関（主として2～3医療機関を想定）に係る内部環境分析
- ✓ 再編後の診療機能、地域におけるポジショニング等の整理

ウ 最適な再編案の検討及び実現に向けた課題の整理

- ✓ 再編案の選択に必要な要素（法人形態、医療機能、人員配置、診療科、施設・設備、ガバナンスなど）の提案
- ✓ 選択した最適な再編案の実現に向けたロードマップの作成など

エ 再編対象医療機関の概要整理（1事例、主として2～3医療機関を想定）

- ✓ 診療領域
- ✓ 事業収支状況
- ✓ 人的資源（職種別人員、給与水準）

(2) 統合・再編シミュレーション業務

上記(1)エに関する統合・再編による影響について簡易的シミュレーションを実施する。

ア 再編後のコンセプト

イ 機能

✓ 主たる診療科、病床数、病床種別

ウ 想定される患者属性、容態

エ 人員体制、人件費水準

✓ 職種別人員数

✓ 平均給与水準

オ 損益水準

カ 統合・再編のスキーム

キ 統合再編に伴う課題と解決方法（再編対象医療機関で対応できない診療項目、統合再編により影響を受ける地域（圏域）における、医療連携体制についてなど）

ク 統合再編に係る必要投資額と財源

(3) 関係医療機関連携協議支援

関係医療機関連携協議の支援を実施する。

ア 関係医療機関間の調整支援

✓ 医療機関間の統合再編に係る条件の調整

イ 連携協議の会議運営支援

✓ 上記(1)によって作成した資料を活用した会議運営支援（関係病院との分化・連携パターンの選択に必要となる要素（新たな医療機能、人員配置、診療科、施設・設備、ガバナンスなど）の提案等）

✓ 選択した最適な分化・連携パターンの実現に向けたロードマップの作成

✓ 連携方法（連携推進法人や協議会）についての議論

ウ 医療機関内部の意思決定支援

✓ 経営層・職員・関係団体等との調整、ディスカッション

✓ 検討会議の開催支援

6 業務処理の注意事項

実施に際しては、広島県地域医療構想を十分に理解し、地域医療構想に資する病院の病床機能の分化及び連携を促進するための支援を行うこと。

また、業務の遂行に際して、県との連絡調整を十分に行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

(1) 定期報告

委託契約締結後は、定例会議（月1回程度を想定）を開催し、必要に応じ提案内容、調査分析内容等を説明すること。

(2) 会議への出席

本業務は、圏域の医療需要や病院経営の実態を踏まえた検討が必要であることから、求めに応じて、圏域が開催する地域医療構想調整会議や医師会関係者・病院経営者等との意見交換の

場（県内で4回程度を想定）に出席すること。

(3) 成果物の提出

報告書（電子データを含む）

ア 冊子（A4カラー版）：5部

イ 調査・分析に使用した資料

ウ 電磁的記録媒体（DVD等）：1部

7 留意事項

(1) 機密の保持

受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 業務内容の変更

業務の実施過程において、本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者と協議の上、仕様を変更する場合がある。

(3) 再委託

受託者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(4) 費用負担

契約の締結、業務の遂行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(5) 疑義

この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

(6) 業務に係る資料及び成果物の著作権について

業務において、受注者が作成した資料及び6(3)の成果物の著作権については、業務期間終了後、発注者に無償で譲渡する。

その他、著作権に係る事項は、約款第10条から第12条に規定している。

(7) その他

(1)～(6)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。